

令和4年4月

令和3年における
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局
生活経済対策管理官

生活経済事犯とは、警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。類型は以下を参照。

なお、図表中の割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため総計が必ずしも100.0にならない場合がある。

1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

(1) 利殖勧誘事犯

出資法(※1)違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反、預託法(※2)違反等に係る事犯(※3)

(2) 特定商取引等事犯

特定商取引法(※4)違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯(※5)

ア 訪問販売事犯

イ 通信販売事犯

ウ 電話勧誘販売事犯

エ 連鎖販売取引事犯

悪質なマルチ商法

オ 特定継続的役務提供事犯

悪質な長期継続役務契約商法

カ 業務提供誘引販売取引事犯

悪質な業務用物品の事前購入あっせん商法

キ 訪問購入事犯

(3) ヤミ金融事犯

ア 無登録・高金利事犯

貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利等)に係る事犯

イ ヤミ金融関連事犯

貸金業に関連した犯罪収益移転防止法(※6)違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法(※7)違反等に係る事犯

2 国民の健康や環境に対する事犯

(1) 環境事犯

ア 廃棄物事犯

廃棄物処理法(※8)違反に係る事犯

イ 動物・鳥獣関係事犯

動物愛護管理法(※9)違反、鳥獣保護管理法(※10)違反等に係る事犯

ウ その他の環境事犯

森林法違反、建設リサイクル法(※11)違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯

(2) 保健衛生事犯

ア 薬事関係事犯

医薬品医療機器等法(※12)違反(指定薬物事犯を除く。)、毒劇法(※13)違反(シンナー事犯を除く。)、薬剤師法違反等に係る事犯

イ 医事関係事犯

医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯

ウ 公衆衛生関係事犯

食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

3 知的財産権侵害事犯

(1) 商標権侵害事犯

商標法違反に係る事犯

(2) 著作権侵害事犯

著作権法違反に係る事犯

(3) 営業秘密侵害事犯

不正競争防止法第21条第1項及び第3項に該当する事犯

(4) その他の知的財産権侵害事犯

不正競争防止法違反(営業秘密侵害事犯に該当するものを除く。)、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯

4 その他の事犯

上記事犯以外の生活経済事犯(宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反等)

※1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

※2 特定商品等の預託等取引契約に関する法律

※3 捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。

※4 特定商取引に関する法律

※5 訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法に係る事犯

※6 犯罪による収益の移転防止に関する法律

※7 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

※8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※9 動物の愛護及び管理に関する法律

※10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

※13 毒物及び劇物取締法

目次

第1	概要	
1	概況	1
2	全体の検挙状況	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	7
3	ヤミ金融事犯	10
第3	国民の健康や環境に対する事犯	
1	環境事犯	14
2	保健衛生事犯	17
第4	知的財産権侵害事犯	19
第5	その他の事犯	23
第6	犯行ツール対策	26
第7	統計資料	
1	検挙状況等	
(1)	利殖勧誘事犯	27
(2)	特定商取引等事犯	27
(3)	ヤミ金融事犯	28
(4)	環境事犯	29

(5) 保健衛生事犯	30
(6) 知的財産権侵害事犯	31
(7) その他の事犯	33
(8) 犯行ツール対策	34
2 相談状況の調査結果.....	35

第1 概要

1 概況

(1) 主な特徴点

ア 全体の概況

- 検挙事件数・検挙人員ともにおおむね横ばい
- 生活経済事犯にも情報通信技術の発達、国際化等の情勢が影響

イ 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数は過去10年間で最も多い46事件
- 集団投資スキーム（ファンド）やデリバティブ取引関連の事犯が多く、情報通信技術、国際金融取引の悪用が見られる。
- 相談の増加傾向が強まり、中でも比較的若い世代の割合が増加

ウ 特定商取引等事犯

- 検挙事件数106事件のうち、91事件（85.8%）が訪問販売事犯（インターネットでの検索、戸別配布の広告等を通じて依頼を受けて訪問した上で高額請求を行う手口を含む。）
- 引き続き65歳以上からの相談が多い一方で、20歳代は、若干の割合の増加のほか、連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯の相談が多いなどの特徴がある。

エ ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は85事件と、相談件数とともに減少傾向が継続。20歳代の相談の割合には若干の増加傾向
- インターネットを含む非対面の手口に関する相談が86.6%

オ 国民の健康や環境に対する事犯

- 動物虐待事犯の検挙事件数は、近年増加傾向にあったが、170事件で前年から大幅に増加
- 薬事関係事犯の検挙事件数は46事件で前年に比べ減少。新型コロナウイルス感染症に対する効能・効果を標榜してインターネットを通じて広告するなどした保健衛生事犯7事件を検挙

カ 知的財産権侵害事犯

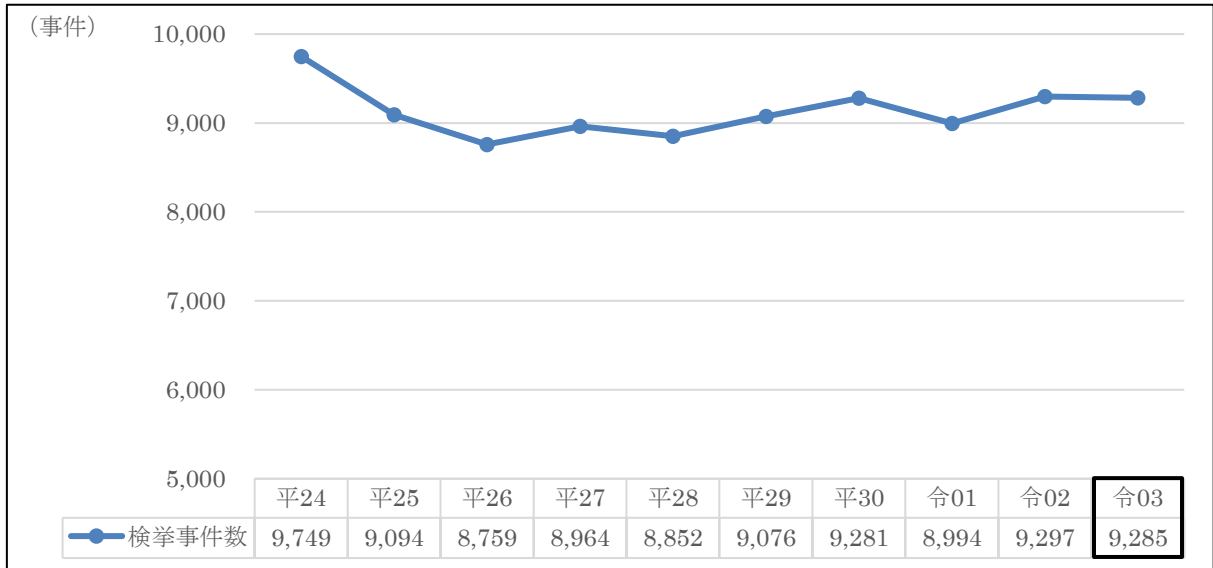
- 情報通信技術を悪用した転職・独立時の情報持出しなどの営業秘密侵害事犯の検挙事件数は23事件。相談受理件数とともに前年から増加
- 海賊版を含む著作権侵害事犯の検挙事件数148事件のうち、89.2%（132事件）がインターネット利用事犯

(2) 今後の取組

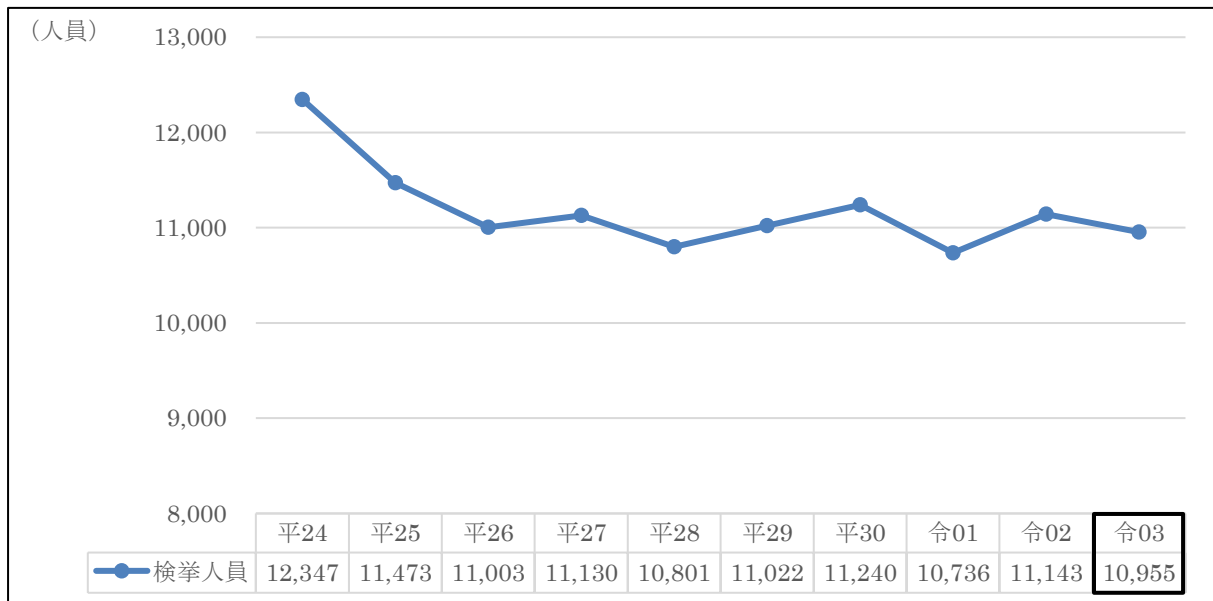
- ア 財産・権利の侵害等に係る相談について、最新の情勢を踏まえつつ、迅速・的確に捜査、犯罪収益対策等を実施
- イ 関係機関・団体と引き続き適切に連携

2 全体の検挙状況

図表1 過去10年間における生活経済事犯の検挙事件数の推移



図表2 過去10年間における生活経済事犯の検挙人員の推移



注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

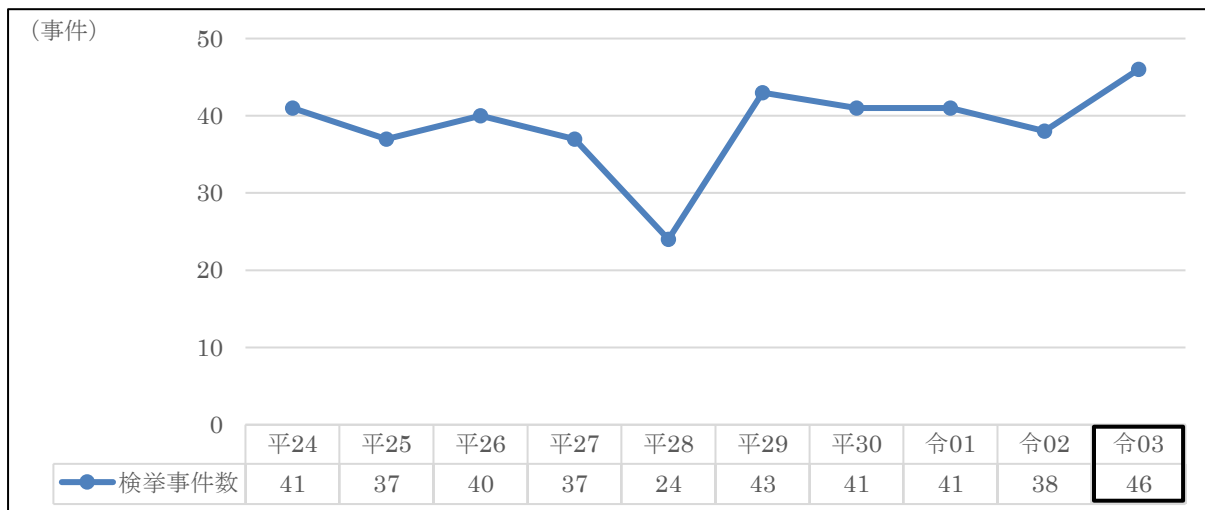
1 利殖勧誘事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

過去10年間では、最も多くなった。

図表3 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



イ 類型別検挙状況

類型別にみると、集団投資スキーム（ファンド）やデリバティブ取引に関連した事犯が多く、情報通信技術、国際金融取引の発達に伴う手口が見られる（5・6ページ参照）。

図表4 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（令和2年及び令和3年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令02	令03	令02	令03	令02	令03	令02	令03	令02	令03
未公開株	3	0	10	0	0	0	583	0	21億円	0円
公社債	2	0	4	0	1	0	597	0	37億5,000万円	0円
集団投資スキーム（ファンド）	16	18	39	73	0	5	1,836	128,393	119億1,684万円	910億4,409万円
デリバティブ取引	6	13	17	22	0	0	1,099	813	5億6,820万円	5億9,467万円
上記以外の預り金	7	12	27	29	1	1	45,452	1,392	2,212億6,524万円	156億7,200万円
その他	4	3	33	20	1	2	9,947	1,522	2,092億6,772万円	37億0,779万円
合計	38	46	130	144	3	8	59,514	132,120	4,488億6,802万円	1,110億1,857万円

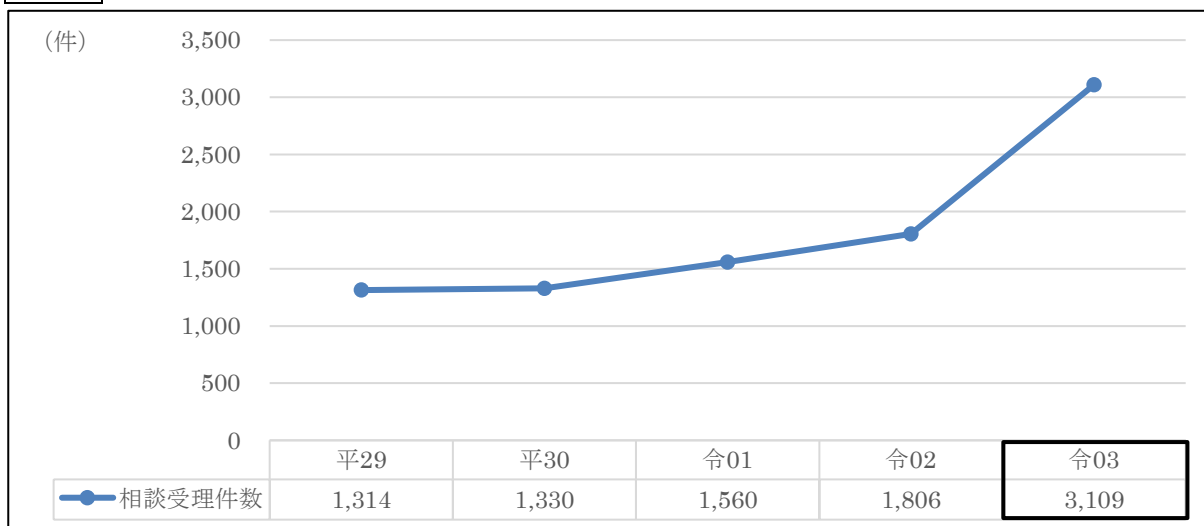
- 注1 未公開株に関連した事犯：未公開株を商材とした事犯
 公社債に関連した事犯：公社債を商材とした事犯
 集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯
 デリバティブ取引に関連した事犯：商品先物取引、FX、暗号資産、バイナリーオプション、CO2排出権に係る取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯
 上記以外の預り金に関連した事犯：勧誘時に「元本保証」をうたったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム（ファンド）及びデリバティブ取引に該当しないもの。勧誘時に「元本保証」をうたってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合を含む。
 その他の事犯：上記以外の利殖勧誘事犯
- 2 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。
 3 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2) 相談受理状況

ア 相談受理件数の推移

増加傾向が強まっている。

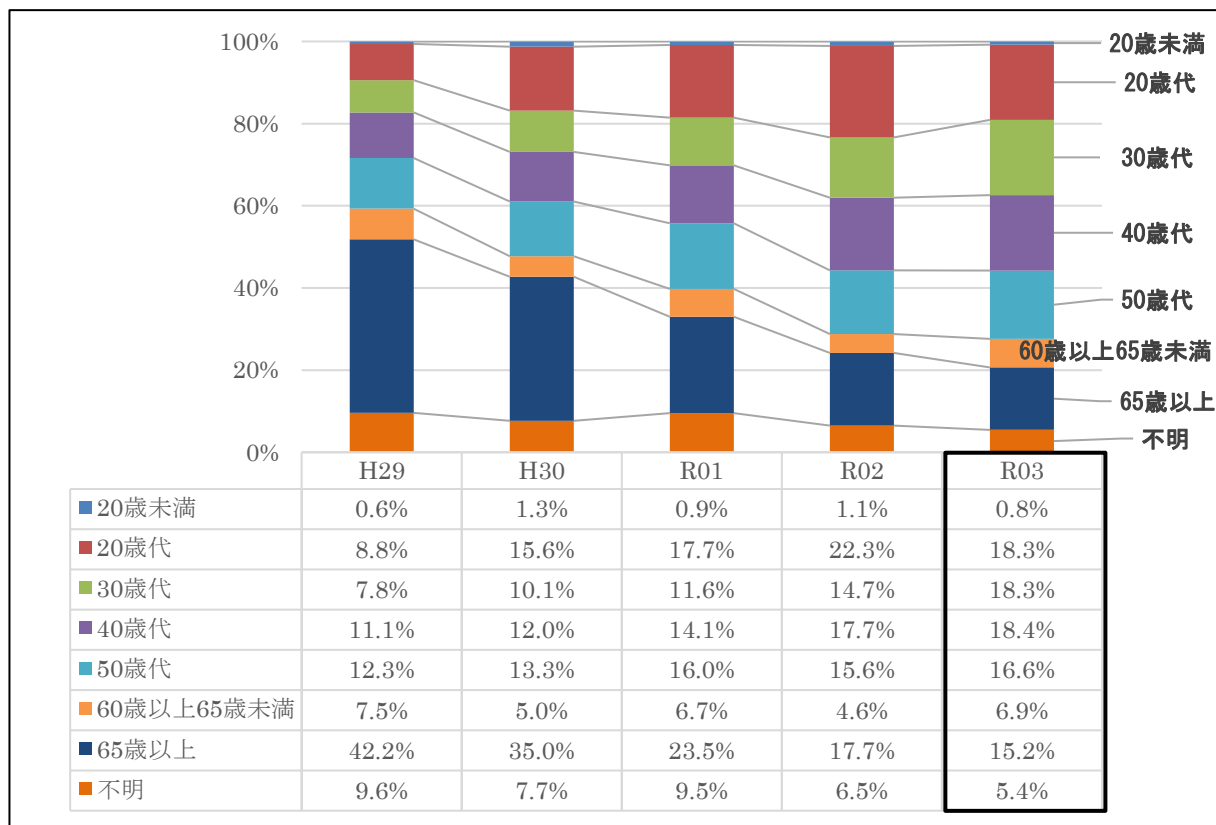
図表5 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

比較的若い世代の割合が、顕著な増加傾向にある。

図表6 利殖勧誘事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1 暗号資産等の裁定取引に係る金融商品取引法違反事件

会社役員(53)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成31年3月頃から令和2年11月頃までの間、全国でセミナーを開催するなど、若者を中心に連鎖的に勧誘する方法で出資者を増やし、市場価格の理論価格からの一時的なずれを利ざやとする取引である裁定取引を海外の投資会社が暗号資産等を用いて行う事業に出資すれば、利益の配当を受けることができると勧誘し、全国の延べ約10万3,000人から654億円相当の暗号資産を集め、第二種金融商品取引業を行った。

令和3年11月、7人を金融商品取引法違反(無登録業)で検挙した。

また、押収した現金(約5億1,000万円)について追徴保全が行われた(警視庁)。

2 暗号資産の売買に係る資金決済法違反事件

会社役員(30)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成28年3月から令和元年12月までの間、20歳代の若者を中心に「今後、暗号資産は10倍から20倍に値上がりする。」「手数料がないから取引所で買うより得だ。」「人を紹介すれば紹介料も払う。」などと言って顧客の紹介で連鎖的に顧客を増やし、約500人に対して4億5,000万円相当の暗号資産を販売した。

令和3年5月、3人を資金決済法違反(暗号資産の無登録交換業)で検挙した(和歌山)。

3 バイナリーオプション投資運用名下の出資法違反等事件

会社役員(43)らは、相場の値動きを二者択一で予想するバイナリーオプションでの投資運用を名目として金銭をだまし取ろうと考え、平成29年6月から令和元年11月までの間、バイナリーオプションで確実に利益を得られる見込みもなく、受け取った金銭をバイナリーオプションで運用するつもりもないにもかかわらず、自らを敏腕投資家と称し、「バイナリーオプションで運用している。必ず利益が出る。元本も保証する。」などのうそで勧誘し、6県の約40人から約1億円をだまし取るなどした。

令和3年4月までに、3人を出資法違反(預り金の禁止)、詐欺罪で検挙した(福井)。

4 金取引名下の出資法違反等事件

会社顧問(66)らは、海外での金取引で利益を上げる事業への投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成28年11月から令和元年7月までの間、受け取った金銭を同事業で運用するつもりもなく、他の顧客への分配金の支払いなどに充てる意図であり、預かった金銭を償還できる見込みも能力もないにもかかわらず、「後日、事業の取引によって得た利益を分配金として支払う。」「元本は守られている。」などのうそで勧誘し、19都道府県の約240人から約14億円をだまし取るなどした。

令和3年8月までに、6人を出資法違反(預り金の禁止)、詐欺罪で検挙した(岡山)。

5 高級自動車転売事業投資名下の出資法違反等事件

自動車販売会社の代表取締役(41)らは、高級自動車転売事業への投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成30年6月頃から平成31年3月頃までの間、高級自動車売買取引の実態がないにもかかわらず、「高級自動車転売ビジネスのスーパーカーファンドに出資すれば配当が受け取れ、元本も保証されている。」などのうそで勧誘し、関西地方を中心に約150人から約10億2,000万円をだまし取るなどした。

令和3年7月までに、7人を出資法違反(預り金の禁止)、詐欺罪で検挙した(大阪)。

6 果物の転売事業等名下の詐欺事件

会社員(37)らは、果物の転売事業等への投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成29年2月頃から平成31年3月頃までの間、顧客の決済金及び配当金等の支払を確実に行うことができる事業収益が得られる見込みもなく、すでに資金繰りはひっ迫しており、約束通り顧客への配当金等の支払を継続できる見込みもないにもかかわらず、果物を海外に転売して利益を得られると謳い、「果物をクレジットカード決済で買くと、購入代金に1.5%~3%の配当が受け取ることができる。」「保証金を入金すれば、金額に応じた配当が得られ、いつでも保証金全額が返金される。」などのうそで勧誘し、約930人から約133億5,600万円をだまし取った。

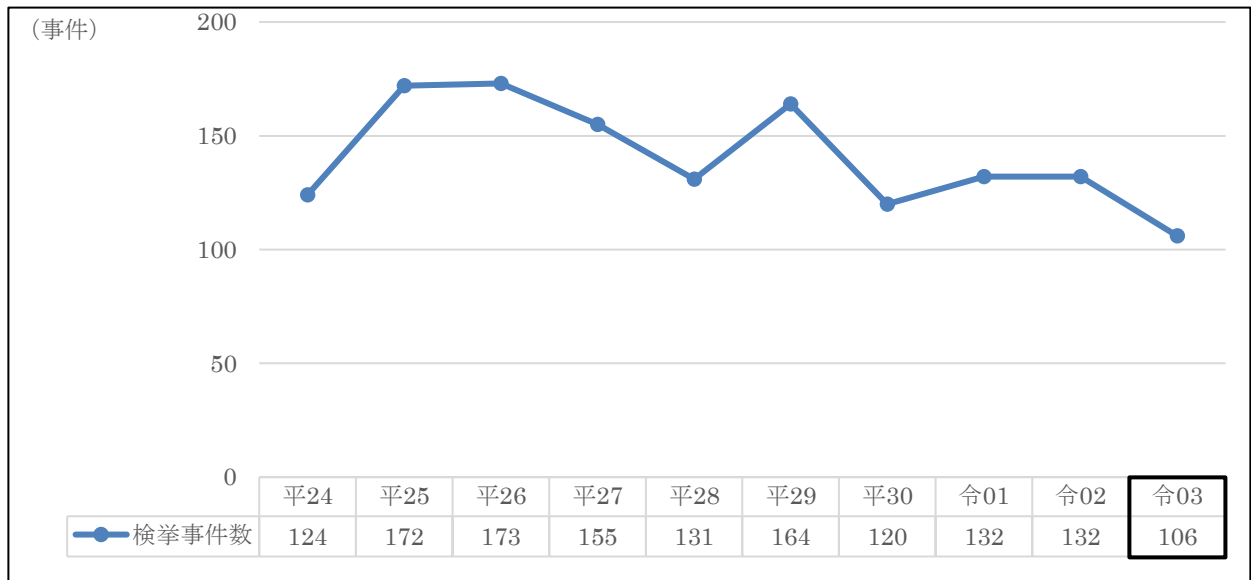
令和3年11月までに、6人を詐欺罪で検挙した(愛知)。

2 特定商取引等事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

図表7 過去10年間に於ける特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



イ 類型別検挙状況

図表8 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（令和2年及び令和3年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令02	令03	令02	令03	令02	令03	令02	令03	令02	令03
訪問販売	124	91	190	156	21	20	15,286	43,202	219億0,160万円	47億4,706万円
通信販売	1	0	3	0	1	0	1	0	29万円	0円
電話勧誘販売	1	1	1	2	1	1	145	1,408	740万円	2億4,434万円
連鎖販売取引	0	5	0	9	0	1	0	3,291	0円	13億5,091万円
特定継続的役務提供	1	0	1	0	1	0	2	0	12万円	0円
業務提供誘引販売取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0円	0円
訪問購入	5	9	9	12	0	3	13	30	271万円	44万円
合計	132	106	204	179	24	25	15,447	47,931	219億1,214万円	63億4,275万円

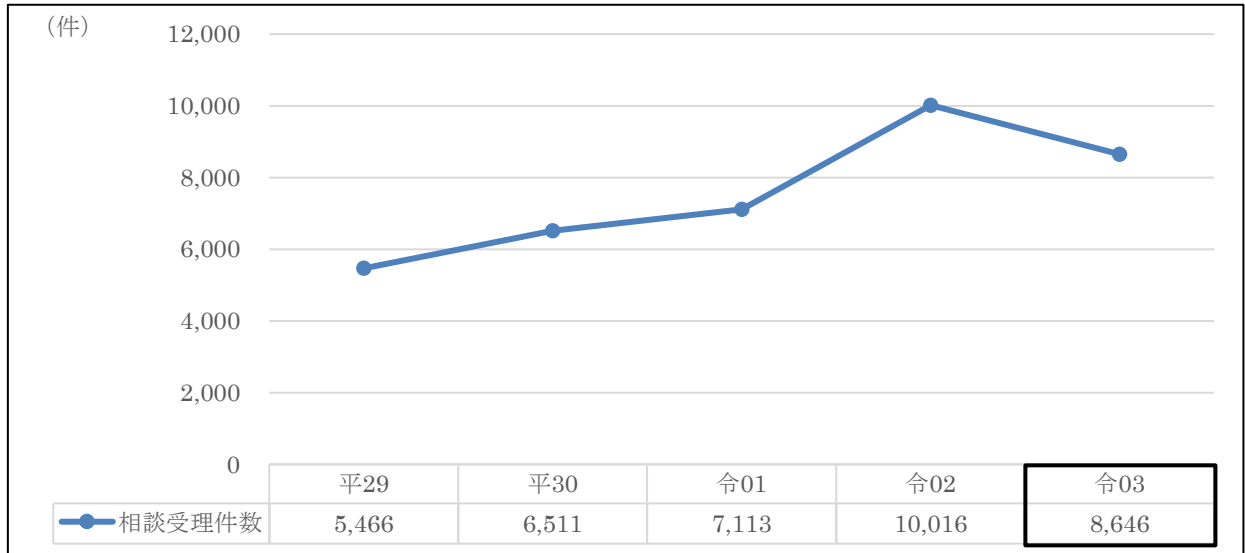
注1 訪問販売事犯には、インターネットでの検索、戸別配布の広告等を通じて依頼を受けて訪問した上で、高額請求を行う手口が含まれる。

2 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2) 相談受理状況

ア 相談受理件数の推移

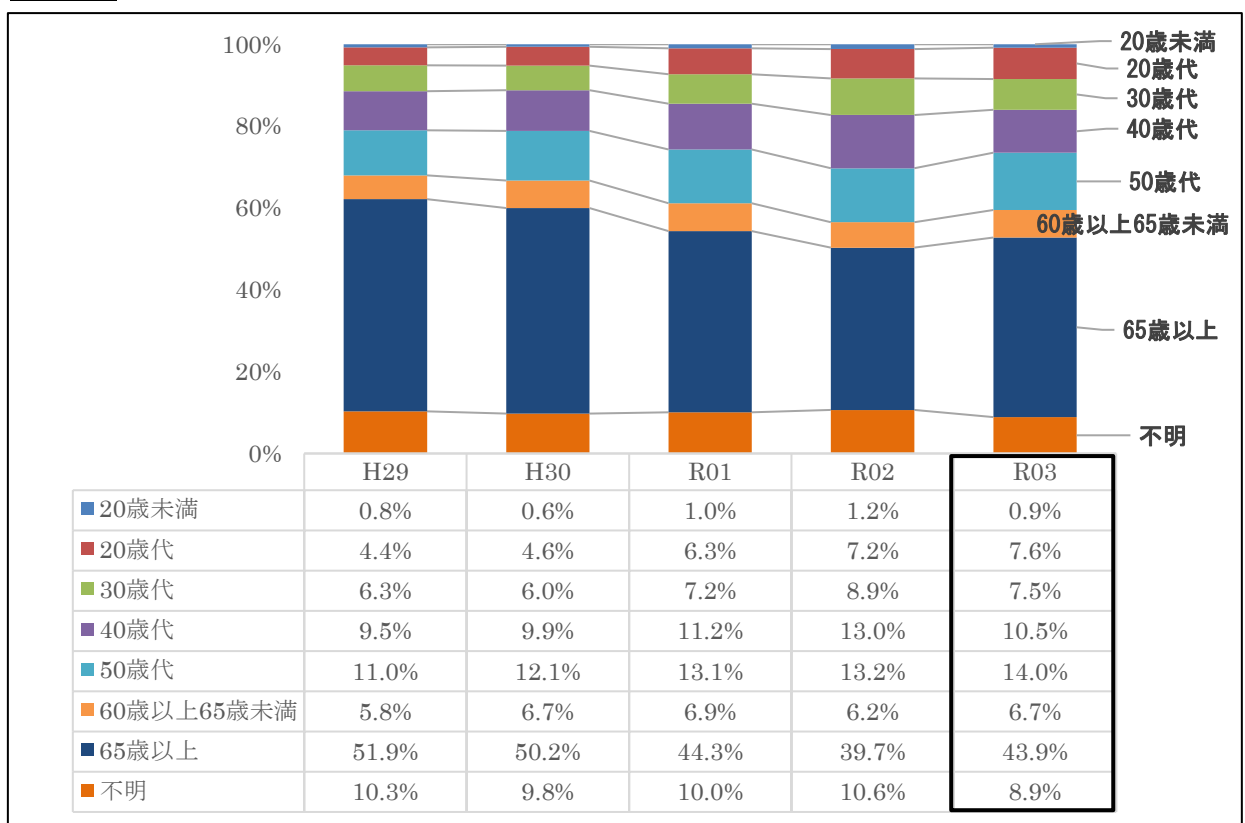
図表9 特定商取引等事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

引き続き65歳以上からの相談が多い一方で、20歳代については、わずかながら割合が増加しているほか、連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯に関する相談が多いなどの特徴が見られる（37ページ参照）。

図表10 特定商取引等事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1 地方公務員らによる連鎖販売取引契約締結の勧誘に係る特定商取引法違反事件

地方公務員(26)らは、報酬目当てに、令和2年1月頃から令和3年11月頃までの間、連鎖販売業者の有料会員契約の勧誘が目的であることを隠匿し、マッチングアプリやSNSを利用して知り合った複数の恋愛交際目的の相手を公衆の出入りがない建物内に誘引して同会員契約の締結について勧誘し、3府県の約50人との間で連鎖販売取引契約を締結した。

令和3年11月、2人を特定商取引法違反(目的隠匿勧誘)で検挙した(京都)。

2 鍵の修理業者による鍵の修理契約に係る特定商取引法違反等事件

鍵の修理業者の代表取締役(26)らは、令和2年11月頃から令和3年6月頃までの間、ウェブサイトを見て鍵の解錠等を依頼してきた顧客と、依頼の額を大きく超える高額で役務提供契約を締結した際、現に活動している住所等が記載されていない書面を交付するなどし、7都府県の約7,000人との間で約3億2,000万円の役務提供契約を締結した。

令和3年11月までに、12人・1法人を特定商取引法違反(不備書面の交付)等で検挙した(大阪)。

3 訪問販売員らによる火災保険請求サポート契約に係る特定商取引法違反事件

訪問販売員(22)らは、令和3年4月、顧客方を訪問し、家屋修繕にかかる火災保険請求サポート契約を締結した際、事業者の代表者氏名が記載されていない書面を交付して、保険会社から支払われた保険金の35%を事業者に支払う旨の役務提供契約を締結するとともに、その後、当該契約の解除を申し出た同顧客に対し、解除を妨げるために、理由がなければクーリングオフができないなどと不実のことを告げるなどした。

同年10月、2人・1法人を特定商取引法違反(不実の告知等)で検挙した(三重)。

4 訪問販売業者による物干し竿の訪問販売に係る特定商取引法違反事件

訪問販売業を営む者(40)は、令和2年4月から令和3年11月までの間、物干し竿の売買契約の締結について勧誘をするに際し、物干し竿の販売価格等を故意に告げず、かつ顧客の物干し台に合わせた長さに切断し、「竿を切っているからキャンセルできない。」などと不実のことを告げ、さらに顧客方に居座って執拗に代金を請求するなど威迫して困惑させるとともに、契約解除に関する事項等の記載が無く、虚偽の販売業者の住所地等を記載した書面を交付し、11都府県の164人との間で約1,700万円の売買契約を締結した。

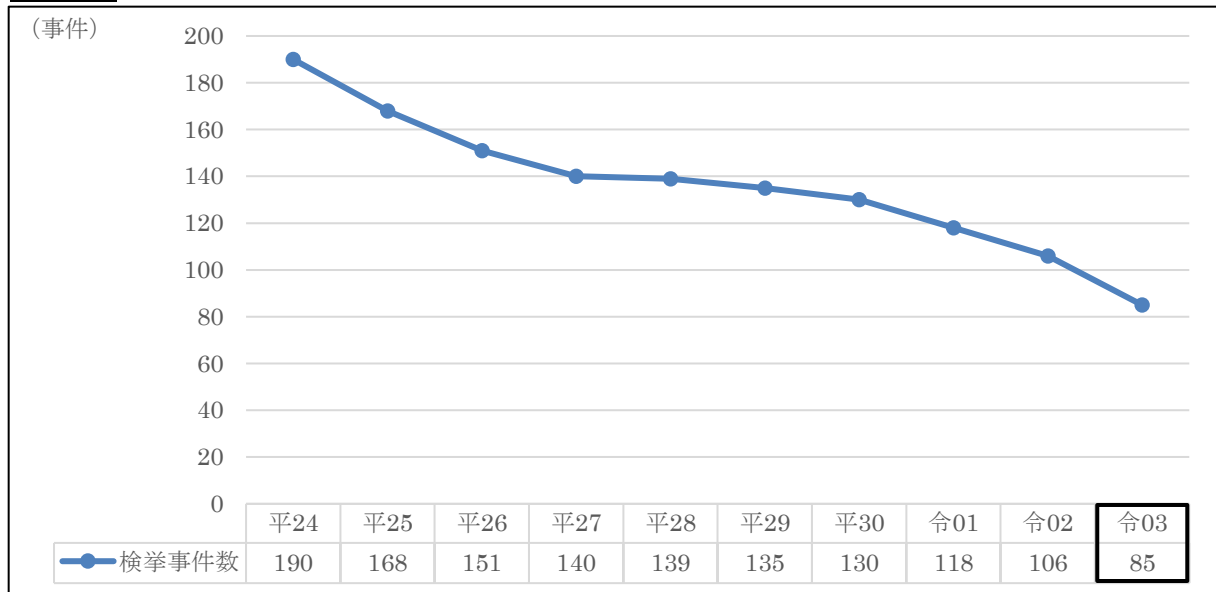
令和3年11月、特定商取引法違反(重要事項の不告知等)で検挙した(茨城)。

3 ヤミ金融事犯

(1) 検挙状況

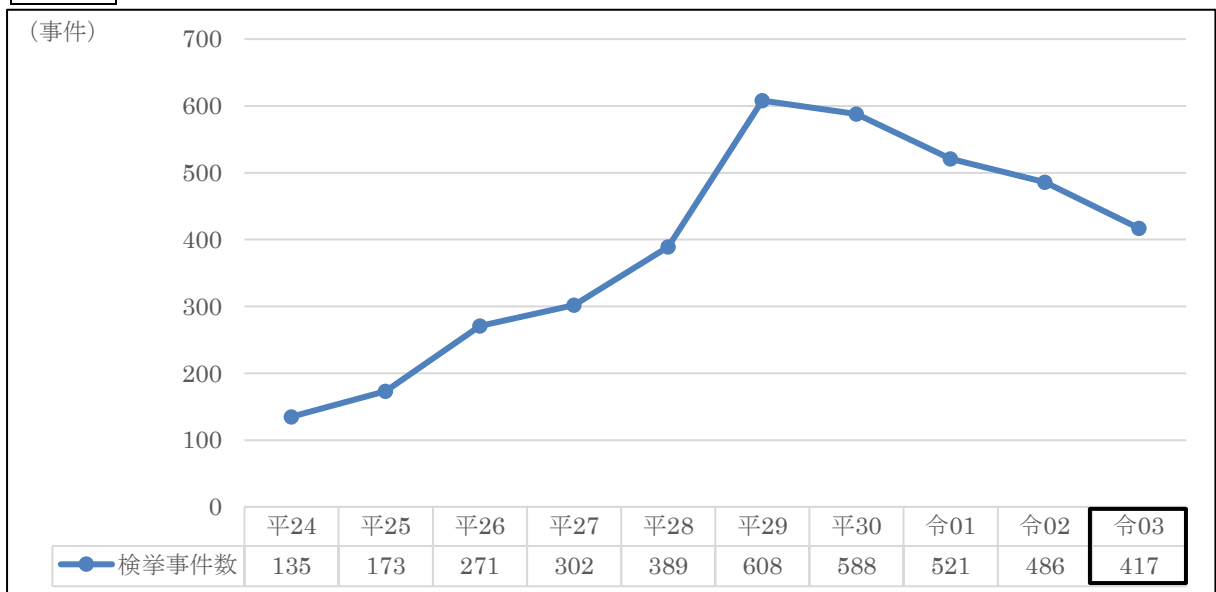
ア 無登録・高金利事犯

図表 11 過去 10 年間における無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



イ ヤミ金融関連事犯 ※ 預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融を助長する事犯

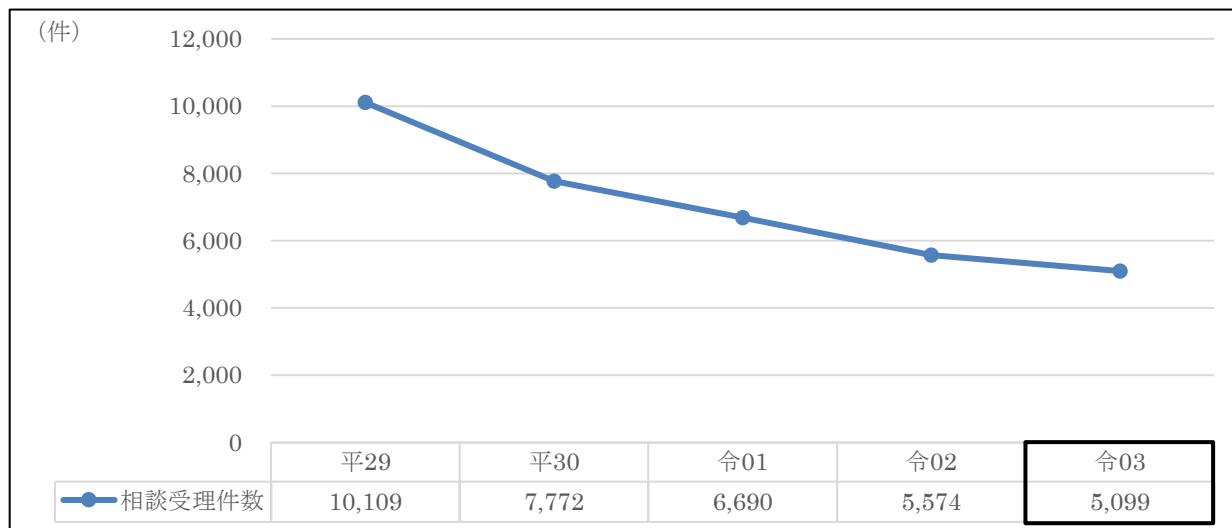
図表 12 過去 10 年間におけるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移



(2) 相談受理状況

ア 相談受理件数の推移

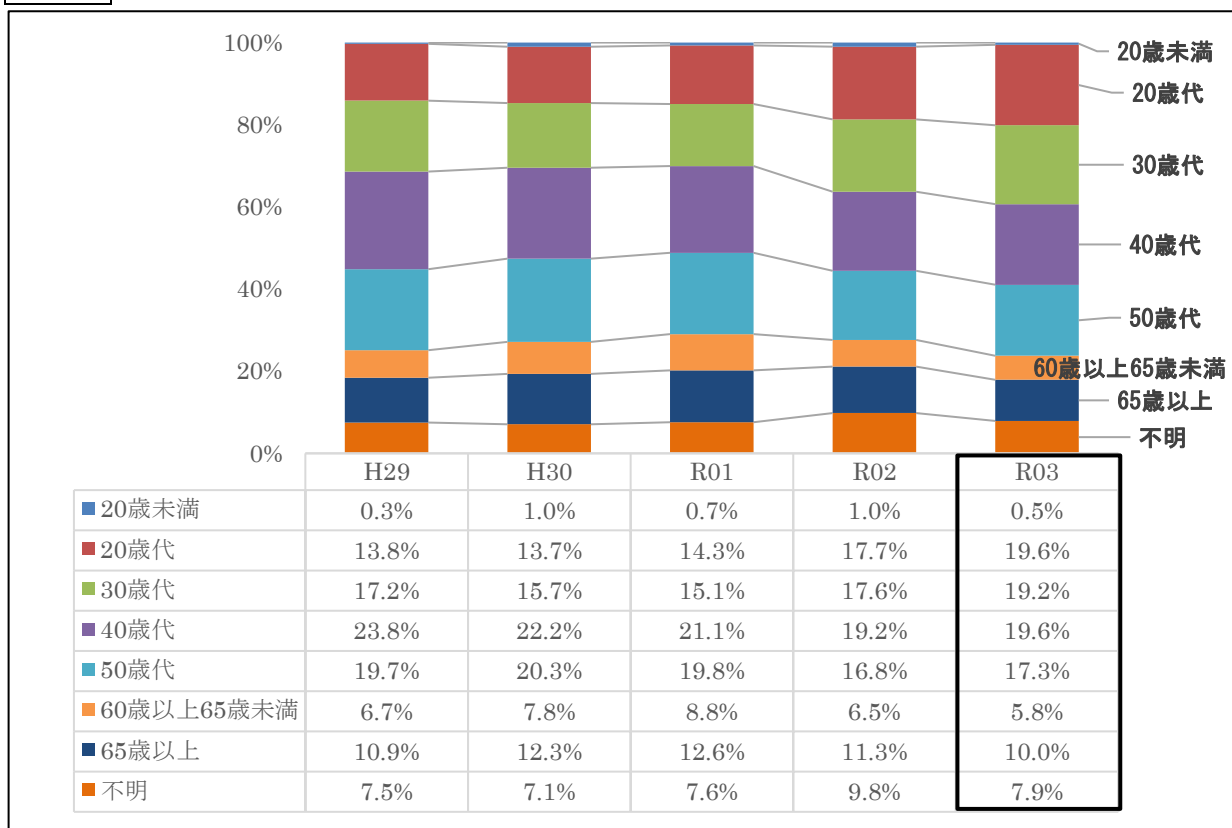
図表 13 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

20歳代の割合に若干の増加傾向がある。

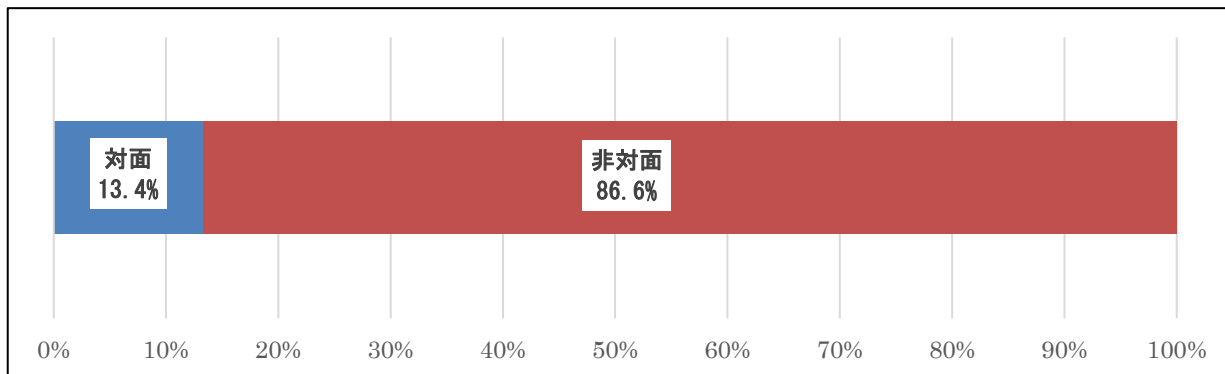
図表 14 ヤミ金融事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



ウ 対面・非対面の構成比

インターネットを含む非対面の手口に関する相談が圧倒的に多い。

図表 15 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の対面・非対面の構成比



(3) 検挙事例

1 給与ファクタリング・商品代金後払いを仮装した貸金業法違反等事件

無登録で貸金業を営む者(38)らは、令和2年4月頃から同年8月頃までの間、インターネット広告を利用し、融資を申し込んできた顧客延べ約1,900人に対し、顧客の給与債権の売買契約をする給与ファクタリングと称する手法、又はインターネット上で購入代金の後払いによる商品販売を仮装して購入した商品の宣伝広告を行った報酬として金銭を貸し付ける手法により、法定利息の約23倍から約139倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約1億3,500万円を受領した。

令和3年5月までに、6人・3法人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した。

また、預金債権（約4,300万円）について起訴前の没収保全請求を行い、没収保全命令が発出された（千葉、沖縄）。

2 給与ファクタリングによる貸金業法違反等事件

無登録で貸金業を営む者(34)らは、平成30年6月頃から令和2年5月頃までの間、インターネット広告を利用し、融資を申し込んできた顧客延べ約9万7,000人に対し、顧客の給与債権の売買契約をする給与ファクタリングと称する手法により、法定利息の約13倍から約30倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約63億5,000万円を受領した。

令和3年1月、7人・1法人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（警視庁）。

3 ソフトヤミ金をうたう出資法違反等事件

無登録で貸金業を営む者(44)らは、平成 28 年 8 月頃から令和 2 年 12 月頃までの間、ソフトヤミ金等と称してインターネット広告を利用し、融資を申し込んできた 20 歳代の顧客を含む延べ約 2 万 4,000 人に対し、法定利息の約 39 倍から約 107 倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する他人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約 14 億円を受領した。

令和 3 年 7 月までに、14 人を出資法違反（高金利の受領）等で検挙した。

また、押収した現金（約 1,600 万円）について起訴前の没収保全請求を行い、没収保全命令が発出された（長崎）。

4 裸の写真を貸付け条件とする貸金業法違反等事件

無職の者(66)は、貸金業の登録を受けないで、令和 2 年 2 月頃から同年 9 月頃までの間、インターネット掲示板や短文投稿 SNS 上で融資を希望している大学生を含む複数の女性に対し、融資する旨のメッセージを送信し、貸付時に相手の裸の写真を送らせた後、法定利息の約 12 倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約 53 万円を受領した。

令和 3 年 5 月、貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（埼玉）。

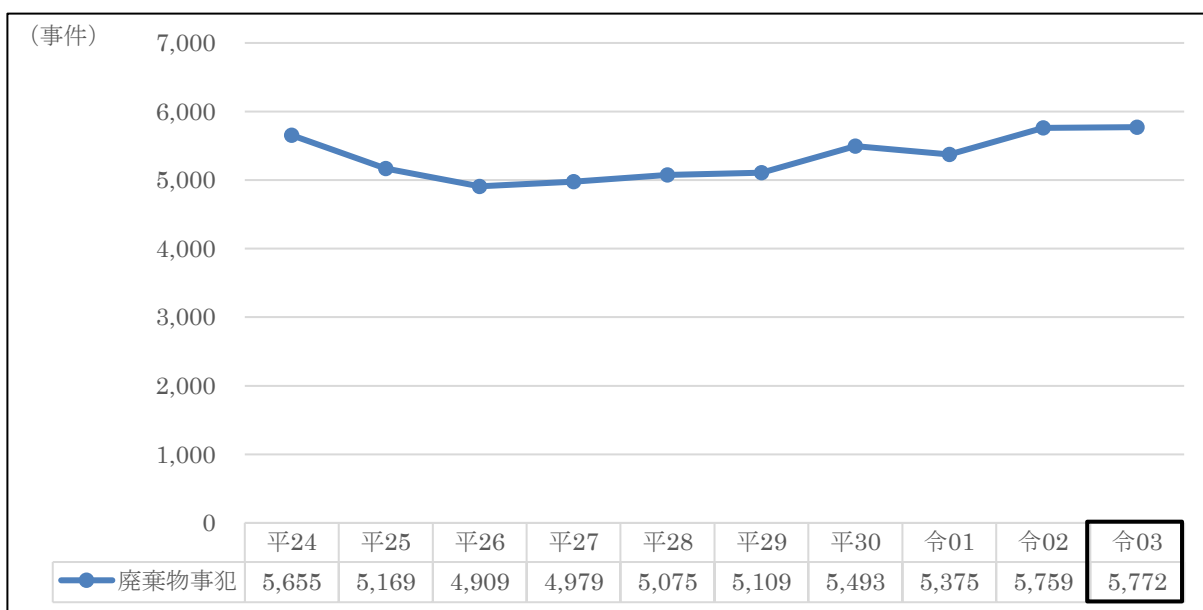
第3 国民の健康や環境に対する事犯

1 環境事犯

(1) 検挙状況

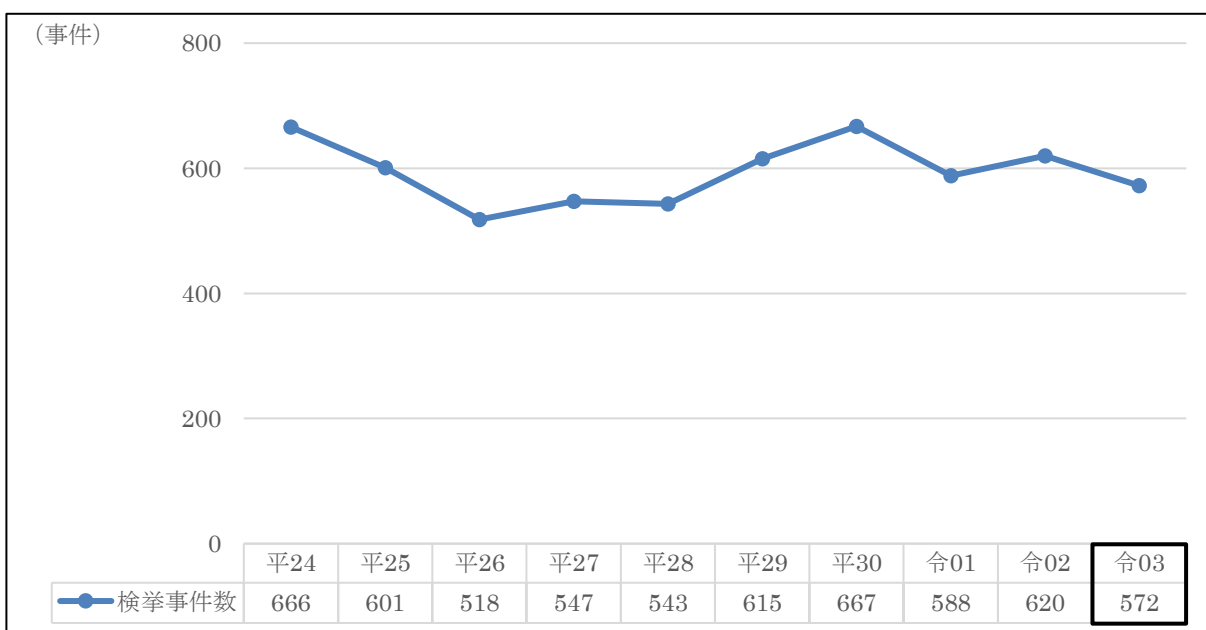
ア 廃棄物事犯

図表 16 過去10年間における廃棄物事犯の検挙事件数の推移



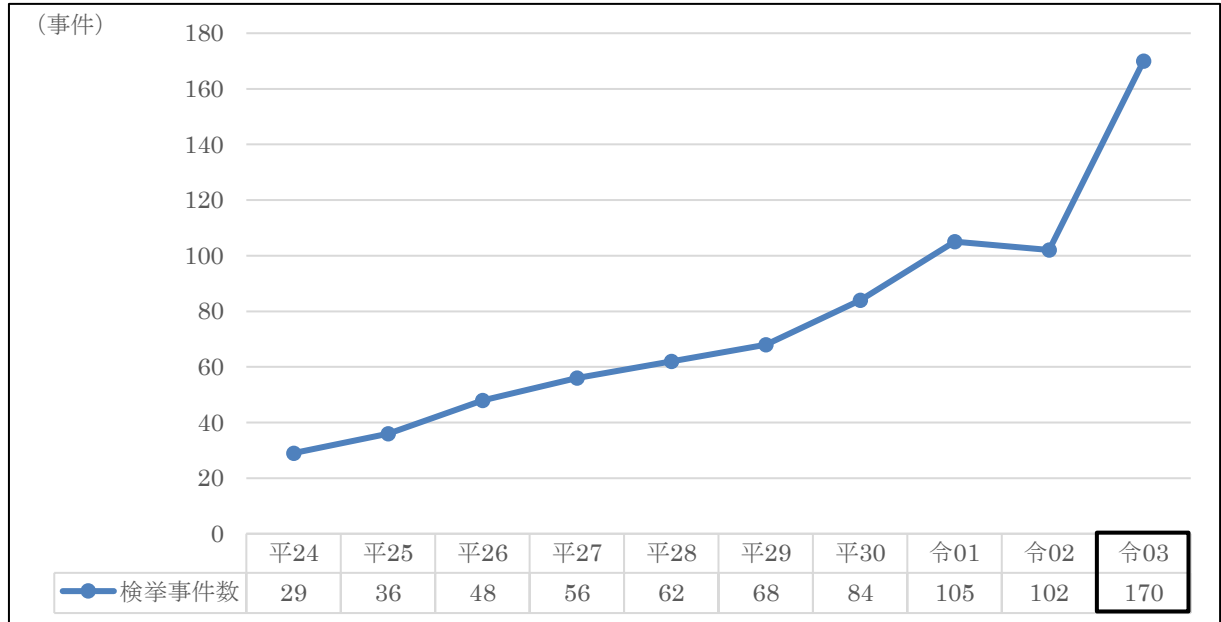
イ 動物・鳥獣関係事犯

図表 17 過去10年間における動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の推移



このうち動物虐待事犯（動物愛護管理法第44条違反に係る事犯）については、近年増加傾向にあったところ、大幅に増加した。

図表 18 過去10年間における動物虐待事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 汚泥の不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件

産業廃棄物処分業を営む者（66）らは、平成28年1月頃から令和元年8月頃までの間、自社の産業廃棄物中間処理施設において、公共下水道内に産業廃棄物である汚泥合計約3万6,850トンを放流させるなどした。

令和3年2月までに、10人・3法人を廃棄物処理法違反（不法投棄等）で検挙した（神奈川）。

2 解体ゴミの不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件

会社役員（77）らは、令和2年10月及び同年11月に7回にわたって、山林等において、産業廃棄物であるコンクリート片等合計約17.8トン捨てた。

令和3年10月までに、5人・2法人を廃棄物処理法違反（不法投棄）で検挙した（福岡）。

3 土砂の埋立てに係る森林法違反等事件

土木業の者（56）らは、令和2年9月頃から同年10月頃までの間、知事の許可を受けずに、地域森林計画の対象となっている民有林において、政令で定める規模を超えて、他所から搬入した土砂を盛るなどの開発行為をした。

令和3年6月までに、3人を森林法違反（無許可の開発行為）等で検挙した（千葉）。

4 第一種フロン類の放出等に係るフロン排出抑制法違反事件

会社役員（40）らは、令和3年3月頃、営業所の解体工事に関して、エアコンディショナーに冷媒として充填されている第一種フロン類を大気中にみだりに放出するなどした。

同年11月、3人・2法人をフロン排出抑制法違反（フロン類の放出の禁止等）で検挙した（警視庁）。

5 空気銃を使用した猫の殺傷に係る動物愛護管理法違反事件

倉庫作業員（49）は、平成30年11月頃から令和2年12月までの間、駐車場等において、猫に向けて空気銃を発射して弾丸を命中させ、猫6匹を殺傷した。

令和3年6月、動物愛護管理法違反（愛護動物の殺傷）等で検挙した（千葉）。

6 天然記念物「奈良のシカ」を殺傷した文化財保護法違反事件

鳶工（23）は、令和3年2月、路上において、天然記念物である「奈良のシカ」に対し、斧様のもので傷害を負わせ、死に至らしめた。

同年3月、文化財保護法違反（史跡名勝天然記念物の滅失）で検挙した（奈良）。

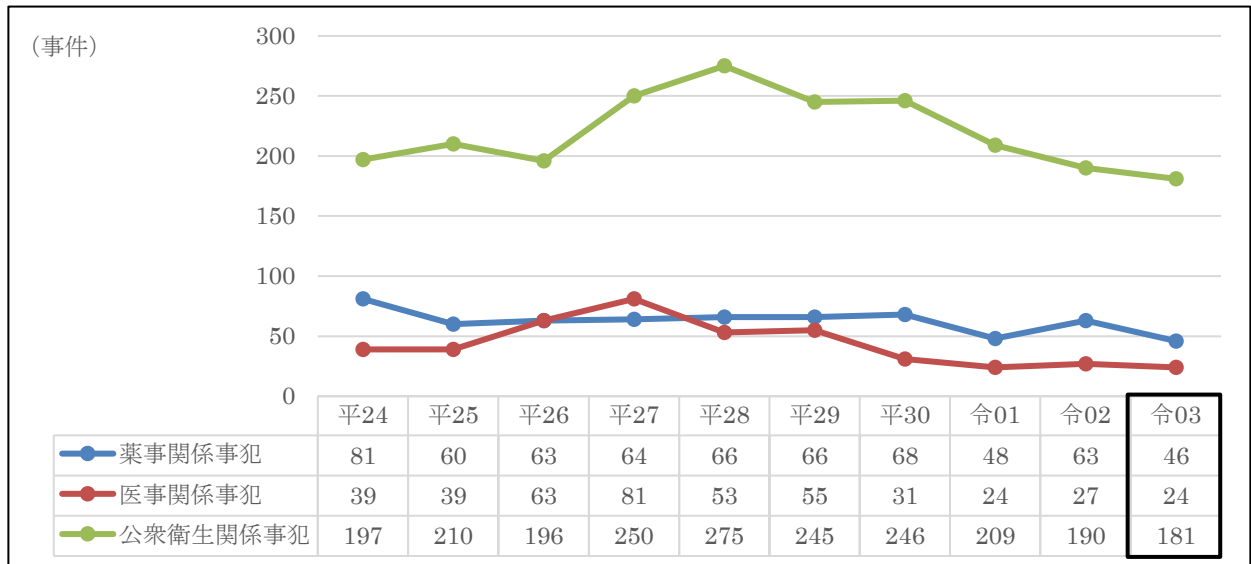
7 希少動物の骨格標本の密輸入に係る外国為替および外国貿易法違反等事件

会社役員（57）らは、令和2年2月、アメリカ合衆国において、ワシントン条約で規制されたアメリカアリゲーターの骨格標本を隠し入れた国際宅配荷物を発送し、経済産業大臣の承認を受けずに輸入するなどした。

令和3年12月までに、2人・2法人を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸入）等で検挙した（警視庁）。

2 保健衛生事犯 (1) 検挙状況

図表 19 過去 10 年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



新型コロナウイルス感染症に対する効能・効果を標榜してインターネットを通じて広告するなどした保健衛生事犯 7 事件を検挙した。

(2) 検挙事例

1 新型コロナウイルス抑制効果を標榜した医薬品医療機器等法違反事件

薬局の代表社員である薬剤師 (68) は、令和 2 年 6 月から同年 9 月までの間、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品について、「新型コロナウイルス抑制効果がある」などと薬効をうたう広告をした。また、同年 2 月から同年 9 月までの間、厚生労働大臣の許可を受けずに製造された医薬品の販売等をした。

令和 3 年 1 月、1 人・1 法人を医薬品医療機器等法違反 (承認前の医薬品の広告禁止等) で検挙した (警視庁)。

2 新型コロナウイルス検体採取を無免許で行った医師法等違反事件

医師免許を持たないクリニックの経営者 (31) は、令和 3 年 1 月から同年 2 月までの間、来院した者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための検体採取に当たり、鼻腔に器具を挿入して拭い液を採取するなどの医行為を行い、保険者から診療報酬をだまし取るなどした。

同年 12 月までに、同人を含む 5 人を医師法違反 (無免許医業)、詐欺罪等で検挙した (兵庫)。

3

無承認の新型コロナウイルス抗原検査キットを広告・販売した医薬品医療機器等法違反事件

衛生用品等の通信販売業等を営む会社の従業員（30）は、令和2年12月から令和3年3月までの間、厚生労働大臣の承認を受けていない体外診断用医薬品である「COVID-19 抗原検査キット」について、「【抗原検査】現時点での感染有無判定」、「PCR 検査より短い時間（約 15-30 分）で判断できる」などと効能等に関する広告をした。また、令和2年12月から令和3年2月までの間、医薬品の販売業の許可を受けずに前記「COVID-19 抗原検査キット」を販売した。

令和3年11月までに、2人・1法人を医薬品医療機器等法違反（医薬品の無許可販売等）で検挙した（京都）。

4

癌抑制効果等を標榜した無承認医療機器の広告・販売に係る医薬品医療機器等法違反事件

宝石、貴金属の販売等を業とする会社の代表取締役（46）らは、令和元年5月頃から令和2年5月までの間、厚生労働大臣の承認を受けていない医療機器について、インターネット上に「癌抑制効果、疾患予防、抗酸化作用、免疫力向上」などと効能等に関する広告をした。また、令和元年5月、厚生労働大臣の承認を受けずに製造した医療機器を販売した。

令和3年11月までに、7人・2法人を医薬品医療機器等法違反（無承認医療機器の販売等）で検挙した（鳥取）。

5

無免許はり業に係る「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」違反事件

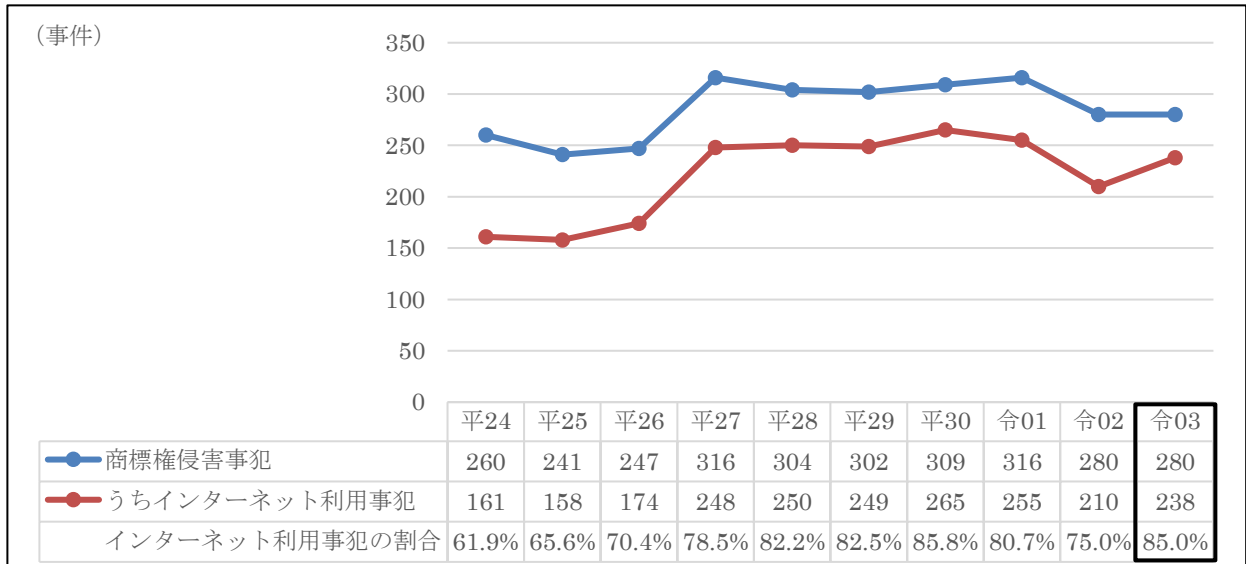
エステサロン経営者（59）は、令和元年12月から令和2年3月までの間、医師でなく、かつ、はり師免許を受けずに、客に対し、はりを用いて身体各部に刺激を加えて施術し、はり業を業とした。

令和3年1月までに、2人を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」違反（無免許）で検挙した（香川）。

第4 知的財産権侵害事犯

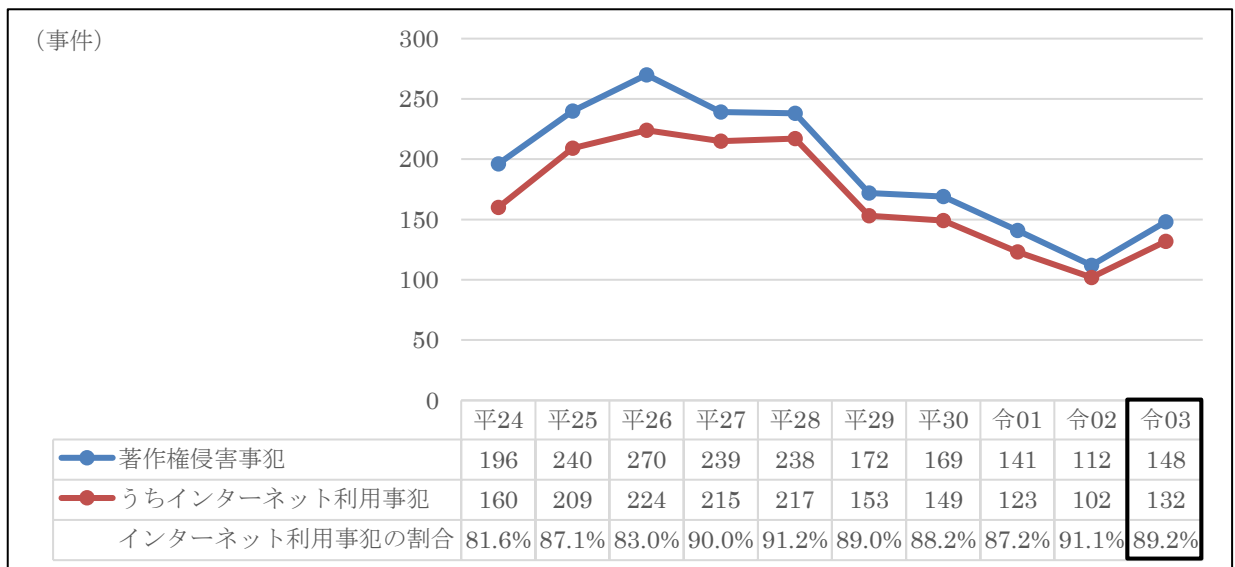
1 商標権侵害事犯 ※ 偽ブランド事犯等

図表 20 過去10年間における商標権侵害事犯の検挙事件数の推移



2 著作権侵害事犯 ※ 海賊版事犯等

図表 21 過去10年間における著作権侵害事犯の検挙事件数の推移

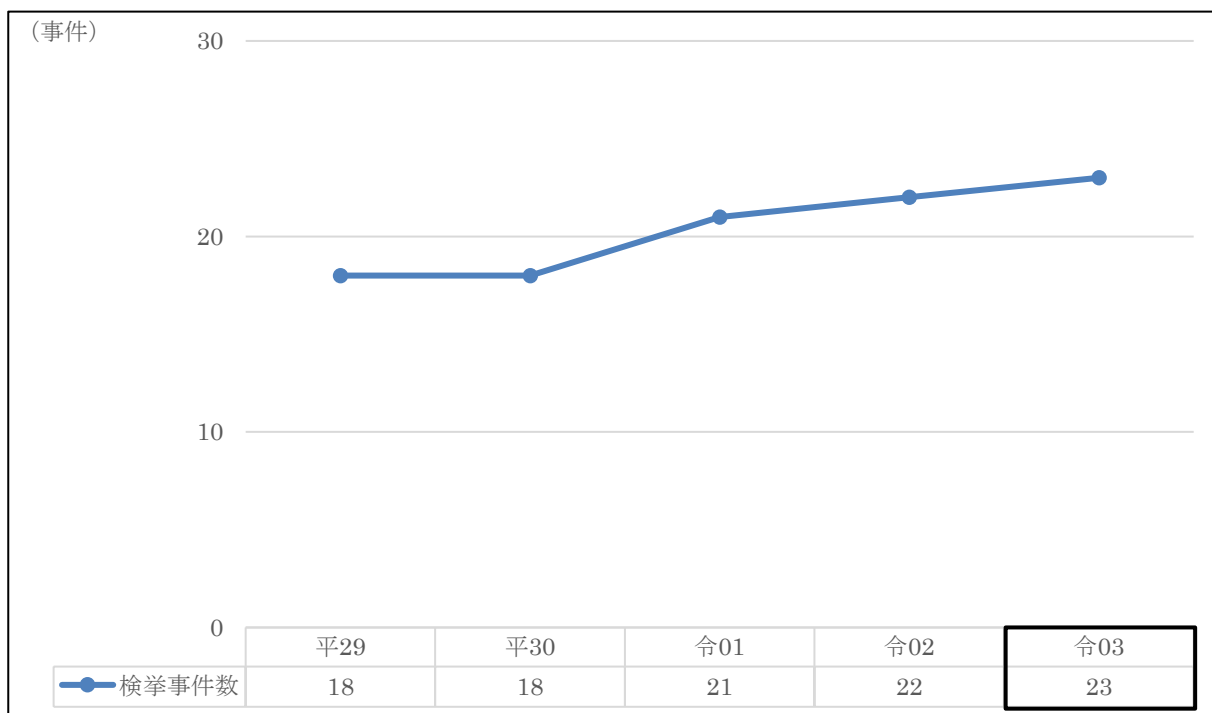


3 営業秘密侵害事犯

検挙事件数・相談受理件数ともに、前年から増加した。

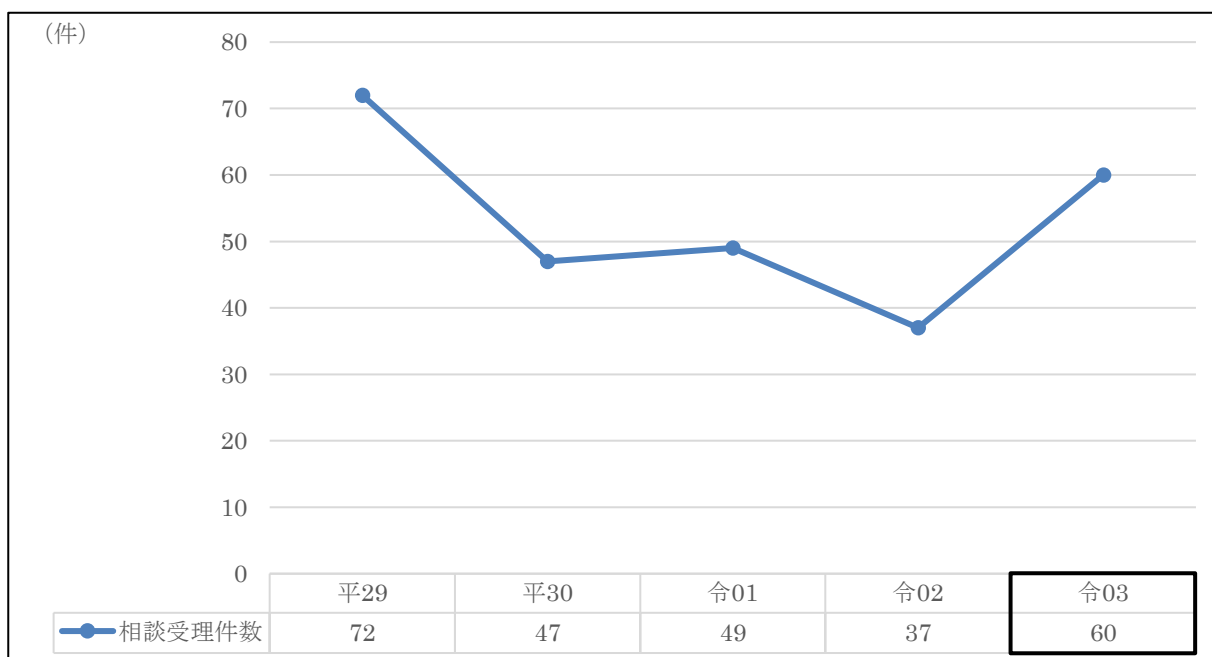
(1) 検挙状況

図表 22 営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) 相談受理状況

図表 23 営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



4 検挙事例

1

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会商標使用に係る商標法違反事件

無職の者(39)は、令和2年6月頃、3回にわたり、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が商標権の設定登録をしている「TOKYO 2020」の文字及びオリンピックシンボル等を組み合わせた商標に類似する商標を付した模型航空機3台を販売譲渡した。

令和3年5月、商標法違反(使用)で検挙した(警視庁)。

2

半グレ集団と弁護士による組織的な商標法違反・詐欺事件

半グレ集団の首魁(37)は、集団のメンバーや弁護士(70)と共謀の上、ブランド靴の質入れ代金名目で質屋から現金をだまし取ろうと考え、令和3年1月、偽ブランド品のハンドバック2個を真製品であるかのように装い提示して現金の交付を受け、人を欺いて財物を交付させるとともに、偽ブランド品のハンドバッグ2個を質物として引き渡した。

同年10月までに、8人を商標法違反(使用)、詐欺罪で検挙した(愛知)。

3

中国人グループによる偽ブランド品販売にかかる商標法違反及び組織的犯罪処罰法違反事件

中国人グループの会社役員(50)らは、実在する有名企業を装ったインターネットショッピングサイトを開設し、令和2年11月から令和3年5月までの間、前後3回にわたり、登録商標と類似する商標を付した偽ブランド品のネックレス合計3本を販売譲渡し、販売代金を他人名義の口座に振込送金させて受領した。

令和3年11月までに、8人を商標法違反(使用)、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の隠匿)で検挙した(大阪)。

4

著名版画複製・頒布にかかる著作権法違反事件

会社役員(53)らは、平成29年1月中旬頃から平成30年12月中旬頃までの間、美術の著作物である版画4作品につき、転写用紙に印刷するなどして合計7枚を複製するなどした。

令和3年9月、2人を著作権法違反(複製権の侵害)で検挙した(警視庁)。

5	「ファスト映画」配信に係る著作権法違反事件
----------	------------------------------

無職の者（26）らは、令和2年6月頃から同年7月頃までの間、5回にわたり、映画の映像を編集し、あらすじを説明したナレーション等を挿入して翻案した動画データを作成した上、「ファスト映画」と称してインターネット上の動画配信サイトに公開し、不特定多数の者に公衆送信した。

令和3年7月までに、5人を著作権法違反（公衆送信権、翻案権の侵害）で検挙した（宮城）。

6	会計事務所社員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反等事件
----------	---

会社員（43）は、転職を企図していた令和3年4月下旬頃から同年5月上旬頃までの間、不正の利益を得る目的で、勤務先の会計事務所における営業秘密の管理に係る任務に背いて、勤務先のパーソナルコンピュータから同社のサーバコンピュータにアクセスし、営業秘密である顧客情報のファイルを電磁的記録媒体に保存して営業秘密を領得した。

同年7月、不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙した（岩手）。

7	医療法人医師らによる営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反等事件
----------	---

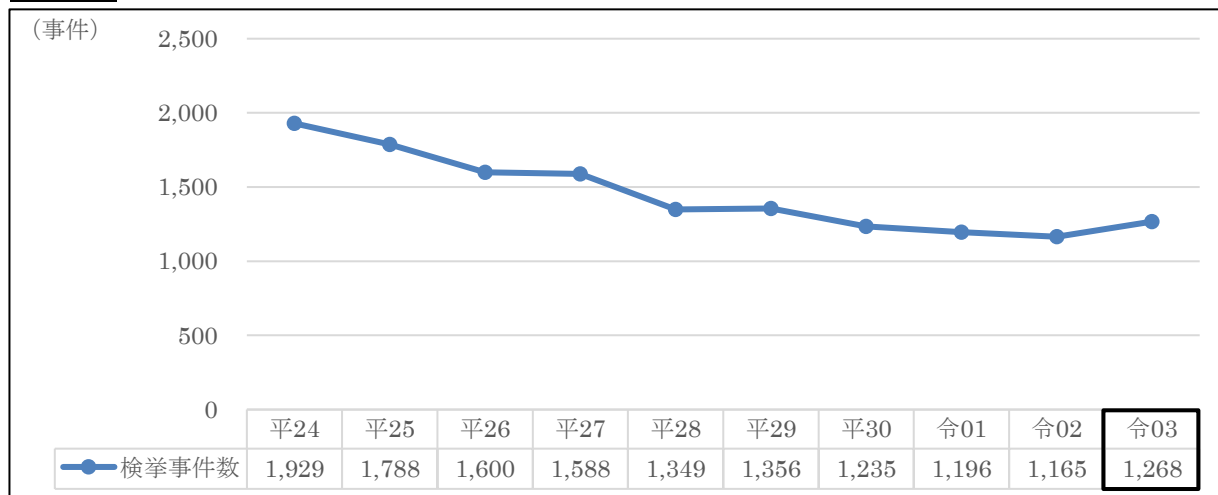
医師（43）らは、独立開業を企図していた平成30年11月頃、不正の利益を得る目的で、勤務先の医療法人における営業秘密の管理に係る任務に背いて、勤務先のパーソナルコンピュータを操作し、記録されていた営業秘密である患者情報のファイルを電磁的記録媒体に保存して営業秘密を領得した。

令和3年9月、2人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で検挙した（神奈川）。

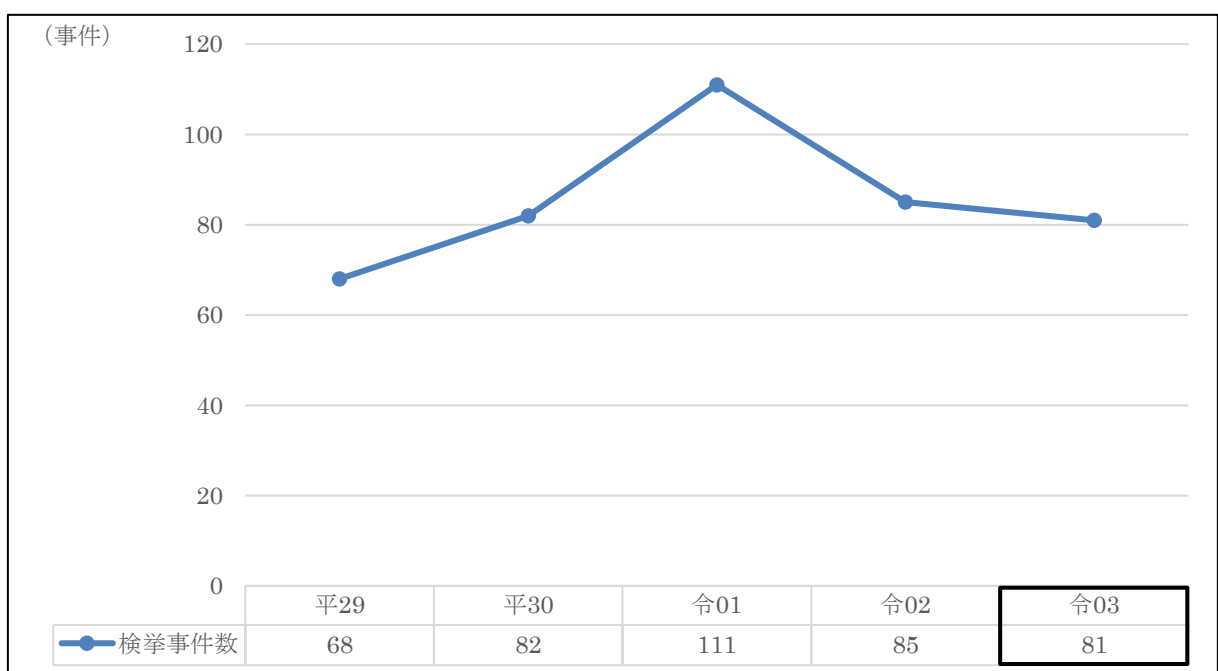
第5 その他の事犯

1 検挙状況

図表 24 過去10年間におけるその他の事犯の検挙事件数の推移



図表 25 無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数の推移



2 検挙事例

1 あわびの密漁に係る漁業法違反事件

無職の者(67)らは、法定の除外事由がないのに、令和3年2月、漁港付近海域において、特定水産動植物であるあわび82個を採捕した。

同年3月、2人を漁業法違反(特定水産動植物の採捕)で検挙した(岩手)。

2 模造切手の販売に係る郵便切手類模造等取締法違反事件

無職の者(62)は、令和2年4月頃から同年6月頃までの間、日本郵便株式会社が発行する郵便切手に類似する模造切手合計60枚を、オークションサイト等を利用して顧客9人に合計8,360円で販売した。

令和3年5月までに、同人を含め、インターネット上で同種の行為を行っていた12人を郵便切手類模造等取締法違反(模造郵便切手類の販売)等で検挙した(警視庁)。

3 行政書士らによる住民基本台帳法違反等事件

行政書士(50)らは、令和元年6月から令和3年4月の間、行政書士が戸籍謄本等の交付請求で用いる職務上請求書に虚偽の記載をした上、住民票の写し等の交付を請求し、住民票の写し等合計21通の交付を受けるなどした。

令和3年9月までに、3人を住民基本台帳法違反(不正手段による住民票の写しの取得)等で検挙した(兵庫)。

4 無人航空機に係る航空法違反事件

無職の者(56)は、令和3年6月、アルコールの影響により無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあり、かつ、無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認せずに、公共の場所の上空において、無人航空機を遠隔操作により飛行させた。

同年7月、航空法違反(飛行の方法)で検挙した(愛知)。

5	軽油引取税の免税制度を悪用した地方税法違反事件
----------	--------------------------------

石油販売会社役員（56）は、プレジャーボートの所有者である会社役員らと共謀し、令和元年8月頃から令和3年1月頃までの間、プレジャーボートの燃料に使用すると偽り、県税事務所から軽油引取税免税証約3,400枚（合計約190万リットル・免税額合計約6,060万円相当）の交付を受け、その免税証を使用して元売り業者から合計143万リットルの免税軽油を不正に引き取り、約4,600万円の軽油引取税を免れた。

令和3年7月までに、4人・5法人を地方税法違反（免税証の不正受給による免税軽油の引取り等）で検挙した（奈良）。

6	多人数のポーターによる組織的な金地金密輸入事件
----------	--------------------------------

会社役員（45）らは、共謀の上、金地金を不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成29年4月9日から同月10日までの間、2箇所の国際空港において、虚偽の輸入及び納税の申告を行い、金地金18個（合計18キログラム・課税価格約8,117万円相当）をポーチ等に隠匿して輸入し、消費税及び地方消費税649万3,500円を免れた。

令和3年12月、9人を関税法違反（無許可輸入）等で検挙した（千葉）。

第6 犯行ツール対策

1 預貯金口座

令和3年中、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を9,581件実施した（情報提供した口座数は6,618件）。

2 携帯電話

令和3年中、生活経済部門が実施した対策は、以下のとおり。

- 携帯音声通信事業者に対し、1,616件の契約者確認の求めを実施した。
そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは1,598件（98.9%）。

- レンタル携帯電話事業者に対し、1,075件の解約要請を実施した。
そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは1,074件（99.9%）。

- 捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反等が認められたレンタル携帯電話等について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者へ467件の情報提供を実施した。

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯

図表 26 最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平29	平30	令01	令02	令03
検挙事件数	43	41	41	38	46
検挙人員	115	123	176	130	144
検挙法人数	7	9	5	3	8
被害人員	4,503	5,695	84,150	59,514	132,120
被害額(千円)	21,682,730	32,955,080	103,791,340	448,868,020	111,018,570

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2) 特定商取引等事犯

図表 27 最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平29	平30	令01	令02	令03
検挙事件数	164	120	132	132	106
検挙人員	274	227	230	204	179
検挙法人数	32	24	20	24	25
被害人員	18,806	62,734	37,849	15,447	47,931
被害額(千円)	6,559,650	4,538,680	2,703,500	21,912,140	6,342,750

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(3) ヤミ金融事犯

図表 28 最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平29	平30	令01	令02	令03
検挙事件数	743	718	639	592	502
無登録・高金利事犯	135	130	118	106	85
ヤミ金融関連事犯	608	588	521	486	417
検挙人員	881	814	724	701	598
無登録・高金利事犯	236	207	191	197	167
ヤミ金融関連事犯	645	607	533	504	431
検挙法人数	9	3	2	5	8
無登録・高金利事犯	7	2	1	5	8
ヤミ金融関連事犯	2	1	1	0	0
被害人員	13,044	14,469	10,529	17,417	117,689
無登録・高金利事犯	12,793	14,233	10,343	17,279	117,566
ヤミ金融関連事犯	251	236	186	138	123
被害額（千円）	9,138,520	3,591,600	6,714,640	4,343,270	9,403,400
無登録・高金利事犯	9,138,360	3,519,720	6,710,680	4,341,690	9,402,900
ヤミ金融関連事犯	160	71,880	3,960	1,580	500

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(4) 環境事犯

図表 29 最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平29	平30	令01	令02	令03
検挙事件数	廃棄物事犯	5,109	5,493	5,375	5,759	5,772
	うち産業廃棄物事犯	744	747	706	801	760
	廃棄物事犯以外の環境事犯	780	815	814	890	855
	合計	5,889	6,308	6,189	6,649	6,627
検挙人員	廃棄物事犯	6,055	6,361	6,165	6,683	6,660
	うち産業廃棄物事犯	1,107	1,087	1,025	1,177	1,107
	廃棄物事犯以外の環境事犯	943	966	941	1,088	988
	合計	6,998	7,327	7,106	7,771	7,648
検挙法人数	廃棄物事犯	376	329	356	403	348
	うち産業廃棄物事犯	279	248	259	292	272
	廃棄物事犯以外の環境事犯	25	34	44	29	17
	合計	401	363	400	432	365

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、動物愛護管理法違反、鳥獣保護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

図表 30 環境事犯の類型別検挙状況（令和2年及び令和3年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令02	令03	令02	令03	令02	令03
廃棄物事犯	5,759	5,772	6,683	6,660	403	348
うち産業廃棄物事犯	801	760	1,177	1,107	292	272
動物・鳥獣関係事犯	620	572	759	650	23	8
うち鳥獣保護関係事犯	363	218	481	263	21	5
うち動物虐待事犯	102	170	117	199	1	2
その他	270	283	329	338	6	9
合計	6,649	6,627	7,771	7,648	432	365

注1 令和2年の「鳥獣保護関係事犯」には鳥獣保護管理法違反（220事件）及び種の保存法違反（137事件）、希少動植物に係る関税法・外為法違反（6事件）を計上している。また、令和3年の「鳥獣保護関係事犯」には鳥獣保護管理法違反（179事件）及び種の保存法違反（31事件）、希少動植物に係る関税法・外為法違反（2事件）等を計上している。

2 令和2年の「その他」には、森林法違反（69事件）、土砂・残土関係条例違反（8事件）等を計上している。また、令和3年の「その他」には、森林法違反（87事件）、土砂・残土関係条例違反（6事件）等を計上している。

(5) 保健衛生事犯

図表 31 最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平29	平30	令01	令02	令03
検挙事件数	366	345	281	280	251
検挙人員	474	448	400	348	315
検挙法人数	37	30	23	26	23

図表 32 保健衛生事犯の類型別検挙状況（令和2年及び令和3年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令02	令03	令02	令03	令02	令03
薬事関係事犯	63	46	106	73	25	21
医事関係事犯	27	24	37	47	0	0
公衆衛生関係事犯	190	181	205	195	1	2
うち食品衛生関係事犯	10	8	15	16	0	0
その他	180	173	190	179	1	2
合計	280	251	348	315	26	23

注 令和2年の「その他」には、狂犬病予防法違反（163事件）、美容師法違反（6事件）等を計上している。
また、令和3年の「その他」には、狂犬病予防法違反（160事件）、美容師法違反（3事件）等を計上している。

(6) 知的財産権侵害事犯

ア 知的財産権侵害事犯全体

図表 33 最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平29	平30	令01	令02	令03
検挙事件数	515	514	516	441	485
検挙人員	658	626	605	523	547
検挙法人数	45	28	52	35	40

図表 34 知的財産権侵害事犯の検挙状況(令和2年及び令和3年)

	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令02	令03	令02	令03	令02	令03
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	280	280	326	304	19	19
うちインターネット利用	210	238	227	258	8	4
うちインターネット・オークション利用	91	76	93	74	0	0
著作権侵害事犯(海賊版事犯等)	112	148	123	149	9	7
うちインターネット利用	102	132	102	127	7	7
うちインターネット・オークション利用	31	29	32	26	1	0
その他	49	57	74	94	7	14
うちインターネット利用	28	27	40	26	2	1
うちインターネット・オークション利用	5	10	4	8	0	0
合計	441	485	523	547	35	40
うちインターネット利用	340	397	369	411	17	12
うちインターネット・オークション利用	127	115	129	108	1	0

注1 令和2年の「その他」には、不正競争防止法違反(41事件)、関税法違反(6事件)、特許法違反(1事件)、種苗法違反(1事件)を計上している。また、令和3年の「その他」には、不正競争防止法違反(47事件)、食品表示法違反(2事件)、特許法違反(1事件)、種苗法違反(3事件)、関税法違反(4事件)を計上している。

2 令和2年の不正競争防止法違反(41事件)には、「営業秘密侵害事犯」(22事件)を含む。また、令和3年の不正競争防止法違反事件(47事件)には、「営業秘密侵害事犯」(23事件)を含む。

イ 商標権侵害事犯

図表 35 最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		平29	平30	令01	令02	令03
押収量		58,469	129,248	114,409	74,010	83,347
国内製造		1,268	5,880	13,949	3,163	18,256
国外	韓国	2,937	8,788	1,062	2,527	789
	中国	26,926	48,812	72,239	35,501	60,077
	香港	236	3	2,028	9,599	10
	台湾	0	86	0	567	7
	タイ	3,648	34	1,731	4,019	9
	フィリピン	0	840	54	74	0
	その他	1,386	1,356	1,449	6,399	253
不明		22,068	63,449	21,897	12,161	3,946

ウ 営業秘密侵害事犯

図表 36 最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	平29	平30	令01	令02	令03
検挙事件数	18	18	21	22	23
検挙人員	25	23	27	38	49
検挙法人数	0	0	0	1	0

(7) その他の事犯

図表 37 最近5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平29	平30	令01	令02	令03
不動産事犯	検挙事件数	40	25	23	37	22
	検挙人員	70	42	44	68	31
税法事犯	検挙事件数	38	23	18	12	18
	検挙人員	80	144	64	30	36
密漁事犯	検挙事件数	274	277	245	275	248
	検挙人員	360	450	331	376	366
通信関係事犯	検挙事件数	316	281	255	197	168
	検挙人員	318	282	282	211	178
その他	検挙事件数	688	629	655	644	812
	検挙人員	794	757	774	781	913
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	281	234	194	253	239
	検挙人員	287	243	211	273	263
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	109	86	64	44	43
	検挙人員	131	107	75	66	47
うち航空法違反	検挙事件数	72	83	113	86	85
	検挙人員	82	85	117	93	91
合計	検挙事件数	1,356	1,235	1,196	1,165	1,268
	検挙人員	1,622	1,675	1,495	1,466	1,524

図表 38 その他の事犯の類型別検挙状況（令和2年及び令和3年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令02	令03	令02	令03	令02	令03
不動産事犯	37	22	68	31	22	13
税法事犯	12	18	30	36	3	9
密漁事犯	275	248	376	366	0	1
通信関係事犯	197	168	211	178	5	3
その他	644	812	781	913	23	38
うち鉄道営業法違反	253	239	273	263	0	0
うち屋外広告物条例違反	44	43	66	47	9	4
うち航空法違反	86	85	93	91	3	5
合計	1,165	1,268	1,466	1,524	53	64

注1 令和2年の「不動産事犯」には、建設業法違反（16事件）、宅地建物取引業法違反（13事件）等を計上している。また、令和3年の「不動産事犯」には、建設業法違反（12事件）、宅地建物取引業法違反（4事件）等を計上している。

2 令和2年の「税法事犯」には、関税法違反（9事件）、地方税法違反（3事件）を計上している。また、令和3年の「税法事犯」には、関税法違反（15事件）、地方税法違反（2事件）等を計上している。

3 令和2年の「密漁事犯」には、漁業法違反（158事件）、漁業調整規則違反（101事件）等を計上している。また、令和3年の「密漁事犯」には、漁業法違反（156事件）、漁業調整規則違反（78事件）等を計上している。

4 令和2年の「通信関係事犯」はいずれも電波法違反になる。また、令和3年の「通信関係事犯」はいずれも電波法違反になる。

(8) 犯行ツール対策

ア 預貯金口座

図表 39 金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平29		平30		令01		令02		令03	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	165	164	135	134	251	250	193	193	228	222
ヤミ金融事犯	18,979	12,364	15,289	9,892	11,390	8,175	10,203	6,501	9,066	6,110
その他の事犯	536	524	500	487	240	239	245	244	287	286
合計	19,680	13,052	15,924	10,513	11,881	8,664	10,641	6,938	9,581	6,618

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

イ 携帯電話

図表 40 契約者確認の求めを行った件数

	平29	平30	令01	令02	令03
契約者確認の求めを行った件数	3,394	2,612	1,955	1,823	1,616
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	3,308	2,556	1,920	1,770	1,598

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

図表 41 レンタル携帯電話の解約要請件数

	平29	平30	令01	令02	令03
解約要請件数	1,753	1,099	1,047	1,279	1,075
うちヤミ金融事犯に基づくもの	1,744	1,085	1,039	1,278	1,074

図表 42 レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	平29	平30	令01	令02	令03
情報提供件数	2,450	1,234	707	227	467

2 相談状況の調査結果

(1) 利殖勧誘事犯

図表 43 年齢別・男女別相談件数

	男性	女性	合計	割合 (%)
20歳未満	14	11	25	0.8
20歳代	374	194	568	18.3
30歳代	354	215	569	18.3
40歳代	358	214	572	18.4
50歳代	362	155	517	16.6
60歳以上65歳未満	165	51	216	6.9
65歳以上70歳未満	112	44	156	5.0
70歳代	113	128	241	7.8
80歳代	35	35	70	2.3
90歳以上	3	3	6	0.2
不明	124	45	169	5.4
合計	2,014	1,095	3,109	

図表 44 利殖勧誘事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	男性	女性	合計
高齢者の相談件数	263	210	473
高齢者の割合 (%)	13.1	19.2	15.2

図表 45 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
3日未満	108	3.5
3日以上1週間未満	179	5.8
1週間以上1ヶ月未満	561	18.0
1ヶ月以上3ヶ月未満	532	17.1
3ヶ月以上6ヶ月未満	293	9.4
6ヶ月以上	718	23.1
不明	427	13.7
金銭の支払いなし	291	9.4

図表 46 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合 (%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	1,108	68.9
自力で解決しようと考えていた	206	12.8
警察へ相談するのを躊躇していた	16	1.0
どこに相談したらよいかわからなかった	39	2.4
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	111	6.9
その他	128	8.0

図表 47 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	910	58.4
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	133	8.5
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	7	0.4
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	134	8.6
家族、知人等周囲からの助言を受けて	154	9.9
金融機関窓口での助言を受けて	42	2.7
その他	178	11.4

(2) 特定商取引等事犯

図表 48 年齢別・男女別相談件数

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的役務提供		業務提供誘引販売取引		訪問購入		合計			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	割合(%)
20歳未満	7	4	18	26	1	2	2	2	2	0	4	6	0	1	34	41	75	0.9
20歳代	93	62	97	101	23	10	72	41	11	12	38	65	23	12	357	303	660	7.6
30歳代	122	70	144	143	30	20	17	9	2	4	17	24	22	26	354	296	650	7.5
40歳代	108	115	205	217	53	60	13	11	11	5	9	15	40	44	439	467	906	10.5
50歳代	172	230	189	231	87	77	9	14	8	12	8	16	66	93	539	673	1,212	14.0
60歳以上65歳未満	94	95	91	80	52	48	2	5	5	3	5	8	26	65	275	304	579	6.7
65歳以上70歳未満	111	93	75	53	69	58	1	7	5	0	3	3	28	71	292	285	577	6.7
70歳代	267	361	156	128	160	160	1	3	9	10	2	3	58	203	653	868	1,521	17.6
80歳代	219	430	94	99	85	140	4	4	3	2	2	3	87	275	494	953	1,447	16.7
90歳以上	45	69	15	13	12	22	0	0	1	0	0	0	17	56	90	160	250	2.9
不明	131	138	87	92	78	59	28	12	3	2	6	7	39	87	372	397	769	8.9
合計	1,369	1,667	1,171	1,183	650	656	149	108	60	50	94	150	406	933	3,899	4,747	8,646	

図表 49 特定商取引等事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的役務提供		業務提供誘引販売取引		訪問購入		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者の相談件数	642	953	340	293	326	380	6	14	18	12	7	9	190	605	1,529	2,266	3,795
高齢者の割合(%)	52.5		26.9		54.1		7.8		27.3		6.6		59.4		39.2	47.7	43.9

図表 50 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	1,181	13.7
3日以上1週間未満	563	6.5
1週間以上1ヶ月未満	798	9.2
1ヶ月以上3ヶ月未満	309	3.6
3ヶ月以上6ヶ月未満	132	1.5
6ヶ月以上	176	2.0
不明	378	4.4
金銭の支払いなし	5,109	59.1

図表 51 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	284	40.6
自力で解決しようと考えていた	150	21.5
警察へ相談するのを躊躇していた	21	3.0
どこに相談したらよいかわからなかった	47	6.7
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	97	13.9
その他	100	14.3

図表 52 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	240	35.9
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	27	4.0
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	15	2.2
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	101	15.1
家族、知人等周囲からの助言を受けて	101	15.1
金融機関窓口での助言を受けて	12	1.8
その他	173	25.9

(3) ヤミ金融事犯

図表 53 年齢別・男女別相談件数

	対面		非対面		合計			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	割合(%)
20歳未満	1	3	19	5	20	8	28	0.5
20歳代	81	27	630	261	711	288	999	19.6
30歳代	89	32	650	208	739	240	979	19.2
40歳代	94	36	593	277	687	313	1,000	19.6
50歳代	85	45	513	239	598	284	882	17.3
60歳以上65歳未満	32	19	170	77	202	96	298	5.8
65歳以上70歳未満	14	14	113	65	127	79	206	4.0
70歳代	24	17	79	84	103	101	204	4.0
80歳代	12	8	28	39	40	47	87	1.7
90歳以上	6	0	4	3	10	3	13	0.3
不明	35	7	298	63	333	70	403	7.9
合計	473	208	3,097	1,321	3,570	1,529	5,099	

図表 54 ヤミ金融事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	対面		非対面		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者の相談件数	56	39	224	191	280	230	510
高齢者の割合(%)	14.0		9.4		7.8	15.0	10.0

図表 55 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	340	6.7
3日以上1週間未満	220	4.3
1週間以上1ヶ月未満	701	13.7
1ヶ月以上3ヶ月未満	505	9.9
3ヶ月以上6ヶ月未満	305	6.0
6ヶ月以上	729	14.3
不明	993	19.5
金銭の支払いなし	1,306	25.6

図表 56 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	86	5.1
自力で解決しようと考えていた	1,043	61.7
警察へ相談するのを躊躇していた	153	9.0
どこに相談したらよいかわからなかった	33	2.0
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	171	10.1
その他	205	12.1

図表 57 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	949	57.1
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	10	0.6
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	17	1.0
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	206	12.4
家族、知人等周囲からの助言を受けて	186	11.2
金融機関窓口での助言を受けて	25	1.5
その他	270	16.2